

火災に関する照会等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、火災の原因及び損害の調査に関する規程（平成4年消防長訓令第2号）第32条の2に定める火災に関する照会等の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(照会取扱の原則)

第2条 消防長又は消防署長は、火災に関する調査結果について照会があったときは、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第7条及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項各号の規定に該当する情報であるか否かを、個々具体的に検討し、回答する。

(照会の回答)

第3条 照会の回答については、消防局長の決裁を受けて、次に掲げるとおり回答する。

(1) 裁判所からの照会

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第226条の規定による文書送付嘱託、同法第186条の規定による調査嘱託及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第279条の規定による照会については、次のことに留意し回答する。

ア 訴訟の内容、照会に至った経緯、その他必要な事項を裁判所に確認する。

イ 訴訟当事者以外の個人情報については回答しない。

ウ 捜査機関その他第三者から任意に得た情報は回答しない。

エ 文書の送付を求められた場合は、写しを送付する。

オ 送付できない文書若しくは回答できない情報があるとき又は回答できないときは、その理由を付す。

(2) 捜査機関からの照会

刑事訴訟法第197条第2項の規定による照会については、捜査の目的を達するために必要な最小限の範囲内で回答する。

(3) 弁護士会からの照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定による照会については、次のことに留意し回答する。

ア 照会書に記載の照会事項について、個人情報の回答にあたっては、回答の必要性和個人情報保護の必要性を比較衡量し、回答範囲を判断する。

イ 一問一答形式で回答し、火災調査書の写しは送付しない。

ウ 照会書に記載の訴訟当事者以外の個人情報については回答しない。

エ 放火又は放火の疑いで捜査中の場合は、出火原因は回答しない。

(4) 官公署から照会

官公署からの照会については、消防長が必要と認めた場合、前号の規定を準用し回答する。

(証人出頭)

第4条 消防長は、裁判所又は捜査機関から職員の出頭を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

附 則（令和5年4月1日豊消警第855号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。